

○周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変更後				変更前			
第1 (略)				第1 (略)			
第2 1～7 (略)				第2 1～7 (略)			
周波数割当表				周波数割当表			
第1表 (略)				第1表 (略)			
第2表 27.5MHz-10000MHz				第2表 27.5MHz-10000MHz			
国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1427-1429	宇宙運用（地球から宇宙）	公共業務用 一般業務用		1427-1429	宇宙運用（地球から宇宙）	公共業務用 一般業務用	
	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1427.9-1429MHz帯に限るものとし、別表10-4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。		固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。 電気通信業務用（エントランス回線用）への割当ては、1427.9-1429MHz帯に限る。
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。		移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
1429-1453 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1429-1452.9MHz帯に限るものとし、別表10-4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。	1429-1437.9 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1429-1439MHz帯及び1443-1453MHz帯に限るものとし、1429-1439MHz帯については1477-1487MHz帯と、1443-1453MHz帯については1491-1501MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。		移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477-1485.9MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1437.9-1439 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。	1437.9-1439 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。		移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1485.9-1487MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1439-1442.9 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。	1439-1442.9 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。		移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。

変更後

<u>1453-1455.35</u> <u>J58</u>	固定 ----- 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1501-1503.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
<u>1455.35-1475.9</u> <u>J58</u>	固定 ----- 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1462.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1465MHz帯とし、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年3月31日までに限る。

変更前

<u>1442.9-1443</u> <u>J58</u>	固定 ----- 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 IMT-2000を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
<u>1443-1453</u> <u>J58</u>	固定 ----- 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 電気通信業務用（エントランス回線用）への割当ては、1443-1452.9MHz帯に限る。 IMT-2000を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1491-1501MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
<u>1453-1455.35</u> <u>J58</u>	移動	一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、1501-1503.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
<u>1455.35-1465</u> <u>J58</u>	移動	一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。
<u>1465-1475.9</u> <u>J58</u>	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	

変更後

1475.9-1501 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1475.9-1500.9MHz 帯に限るものとし、別表 10-4 の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）のうち IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうち IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477-1487MHz 帯及び 1491-1501MHz 帯に限るものとし、1477-1487MHz 帯については 1429-1439MHz 帯と、1491-1501MHz 帯については 1443-1453MHz 帯とそれぞれ対の二周波方式とする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうち IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。

変更前

1475.9-1477 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。
1477-1485.9 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。 IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1429-1437.9MHz 帯と対の二周波方式とし、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。
1485.9-1487 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。 IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1437.9-1439MHz 帯と対の二周波方式とし、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。
1487-1490.9 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。
1490.9-1491 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。

変更後

1501-1503.35 J58	固定 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1453-1455.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1503.35-1518 J58	固定 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1510.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯とし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年3月31日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

(略)

別表10-2 携帯無線通信（IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。）用の周波数表

変更前

1491-1501 J58	固定 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 電気通信業務用（エントランス回線用）への割当ては、1491MHzを超え1500.9MHz以下に限る。 IMT-2000を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1443-1453MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1501-1503.35 J58	移動	一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、1453-1455.35MHz帯と対の二周波方式に限る。 デジタルMCA陸上移動通信用の無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。
1503.35-1513 J58	移動	一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。
1513-1518 J58	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

(略)

別表10-2 携帯無線通信（IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。）用の周波数表

変更後

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
(略)	(略)
1427.9MHz を超え 1462.9MHz 以下	1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下
(略)	(略)

別表 10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHz を超え 2025MHz 以下

別表 10-4 電気通信業務用の周波数の使用地域

北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局及び九州総合通信局並びに沖縄総合通信事務所の管轄区域（長野県の区域を除く。）

(略)

別表 11-4 デジタル MCA 陸上移動通信用の周波数の使用地域

北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域

変更前

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
(略)	(略)
1427.9MHz を超え 1452.9MHz 以下	1475.9MHz を超え 1500.9MHz 以下
(略)	(略)

別表 10-3 携帯無線通信（IMT-2000 のうち一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHz を超え 2025MHz 以下

別表 10-4 電気通信業務用の周波数の使用地域

関東総合通信局、信越総合通信局（新潟県を除く。）、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域

(略)